

日本臨床肛門病学会理事選挙細則

第1条（趣旨）

この細則は、日本臨床肛門病学会定款施行細則4条5項に基づき、理事の選出のための選挙に関する事項について定める。

第2条（理事の選挙権及び被選挙権）

評議員は、理事の選挙権及び被選挙権を有する。

第3条（理事選挙の方法）

- 1 理事の選出のための選挙の際の議長は理事長とし、開票者及び立会人等は、必要に応じて議長が指名する。
- 2 理事の選出のための選挙は、選挙日において評議員本人による書面投票により行うこととし、事前投票及び代理投票は認めない。
- 3 書面投票は、全評議員の氏名（50音順）及び所属が記載された投票用紙に無記名で10名に丸印を付して投票する方法により行い、得票数の順に10名を選出する
- 4 前項による投票の結果、当落線上で得票数同数の者が2名以上の場合には、抽選により当選者を決定する。

第4条（投票の無効）

投票が次の各号のいずれかに該当するときは、その投票のすべてを無効とする。ただし、無効投票も、出席した評議員の議決権の数には算入される。

- （1）所定の方法によらないもの
- （2）10名を超える人数又は10名未満の人数に投票したもの
- （3）候補者の何人に対して投票したかを確認し難いもの

第5条（本細則の変更）

本細則は、理事会または評議員会の決議によって変更することができる。

以上